

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に 向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野3

人財の活躍を支える分野

■確かな学力と自立する力の育成



【文部科学省】

県担当課：県立学校人事課、小中学校人事課

1 教職員定数の増員及び配置基準の見直し



【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するとともに、学校における働き方改革を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充し、学力や体力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させるため、教職員定数を増やすこと。
- (2) 学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえ、学級数に加えて児童生徒数を基礎とする教職員配置基準とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童生徒をめぐる課題が複雑化・多様化している中、勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合は、非常に高い。文部科学省が令和2年1月に策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、授業やその準備に集中できる時間、児童生徒と接する時間及び自ら専門性を高めるための時間の確保、そして教職員の健康維持増進を図るため、教職員定数を増やす必要がある。
- ・ 義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされた。令和3年度は、小学校第2学年が対象となり、学級増に伴い必要となる基礎定数の大部分は加配定数の振替で措置された。しかし、令和4年度以降について、同様の振替措置をすると、加配定数が大幅に削減されることとなり、本県で実施している少人数指導や習熟度別指導といった様々な取組に影響が生じる。そのため、学級増に伴い必要となる基礎定数については、既存の加配定数の振替によることなく、新たに教職員定数を増やして確保する必要がある。
- ・ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による教職員配置基準においては、主に学校ごとの学級数を基に教職員定数を算定している。本県は、1学級当たりの児童生徒数が多いことから、教員1人当たりの児童生徒数も多くなり、きめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

◆参考

○勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合（土日を除く）

小学校78.5%、中学校81.2%、高校（全日制）54.2%、特別支援学校35.9%

（平成28年度 埼玉県による勤務状況調査）

○教員の1週間当たりの持ち時数（令和2年度 埼玉県による調査）

小学校 24.26コマ（全国平均 23.8コマ）

中学校 20.64コマ（全国平均 17.9コマ）

（カッコ内は平成28年度 文部科学省による学校教員統計調査）

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数（令和2年度）

小学校 17.6人（全国1位） 全国平均 14.9人

中学校 14.9人（全国2位） 全国平均 12.8人

（文部科学省による学校基本統計調査）

2 栄養教諭及び学校栄養職員の配置の拡大



【文部科学省】

◆提案・要望

学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を見直し、増員を図るとともに、必要な財源を措置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 栄養教諭及び学校栄養職員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、定数の標準が定められているが、平成13年度から17年度にかけて実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな定数改善は行われていない。
- ・ 食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を児童生徒に身につけさせるためには、栄養教諭等による食に関する指導の更なる充実と、その指導を効果的に進めるための重要な教材でもある学校給食の適正な管理が必要である。
- ・ 現行の配置基準では、学校給食単独実施校の場合、児童生徒数が550人以上の学校で1人、549人以下の学校は4校につき1人の配置となり、共同調理場方式の場合、児童生徒数が1,500人以下の場合は1人、1,501人～6,000人までが2人、6,001人以上が3人の配置となっている。
- ・ 本県の学校給食単独実施校においては、全ての学校に栄養教諭等を配置することができないため、配置されていない学校においては、学校給食に係る栄養管理や衛生管理、食に関する児童生徒へのきめ細かな対応が十分でない状況にある。
- ・ また、共同調理場方式の学校においては、栄養教諭等1人当たりの学校数が単独実施校に比べて多いため、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒へのきめ細かな対応や、食に関する効果的な指導が困難な状況である。

◆参考

○本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況（令和3年4月）

	学校数	配置校数	未配置校数
小学校	275校	134校	141校
中学校	81校	33校	48校

※さいたま市及び休校を除く。

○本県の学校給食共同調理場方式実施校における栄養教諭等の1人当たりの学校数（令和3年4月）

	共同調理場方式		
	学校数	栄養教諭等配置人数	1人当たりの学校数 (参照：単独実施校)
小学校	400校	83人	4.8校 (2.1校)
中学校	251校	50人	5.0校 (2.5校)

※さいたま市及び休校を除く。外部委託している学校を除く。

3 学校における働き方改革の推進【一部新規】



【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）へのスクール・サポート・スタッフの配置に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) スクール・サポート・スタッフの補助金の額について、市町村が実施主体となる間接補助事業の場合であっても、県が実施主体となる場合と同様に市町村の補助対象経費の1/3以内を補助金の額とすること。
- (3) 学校に確認を要する各種調査について、学校における業務の縮減に繋がるよう、調査の精選や回答方法の効率化等を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
- ・ 学校や教員の業務を大胆に見直し、教員の業務の適正化を推進することを通じ、教員が担うべき業務に専念でき、子供たちと向き合える環境整備を推進することが求められる。
- ・ 文部科学省の平成30年度の予算では、教員がより児童生徒への教材研究等に注力できるよう、学習プリントのコピーや授業準備等を行う「スクール・サポート・スタッフ」を小・中学校及び特別支援学校（小・中学部）に配置することが予算化された。
- ・ 教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要である。
- ・ 平成31年1月25日の中央教育審議会総会において、まとめられた答申の中で、文部科学省には授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援を行いつつ、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められるとされている。
- ・ 本県では令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、業務量の削減（調査削減や会議精選等）や負担軽減のための条件整備（専門職員の配置等）等を推進している。
- ・ 令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正する法律が成立・公布された。それを受け、令和2年1月、業務の削減や勤務環境の整備について記載された指針が策定された。
- ・ 指針では、文部科学省の取組について、学校における業務の縮減に取り組むとされていることから、これまでの取組に加え、学校に確認を要する各種調査の精選や回答方法の一層の効率化が必要であると考ええる。
- ・ また、スクール・サポート・スタッフの補助金の額については、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の1/3以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合（補助対象経費の1/3以内）と補助金の額が異なるが、国と地方（県及び市町村）の負担割合でみると、同一とすることが適切であると考ええる。

4 日本学生支援機構の奨学金事務の学校における負担軽減



【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 教員の負担軽減を図るため、日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務については、学校の関与を限定し、機構と保護者の直接の対応を原則とすること。
- (2) 機構の電話対応等の環境を更に整備し、保護者からの問合せに適切に対応できるようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、「独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）」の奨学金事務を主に教員が行っており、以前から、その負担の大きさが課題となっていた。
- ・ 実態を把握するため、平成30年度及び令和元年度に機構の奨学金事務の負担状況について、県立学校にアンケート調査を実施したところ、過半数の教員が、「申込関係書類の配付や内容についての説明」や「書類の確認や管理」について負担が大きいと回答した。なお、令和元年度以降、学校担当者専用回線の増設が図られたり、生徒・保護者向けコールセンターを開設したりするなど、機構の問合せ対応の環境が改善されてきているが、さらなる改善が必要である。
さらに、奨学金は保護者・生徒が直接給付・貸与されるものであることから、学校の関与をできる限り減らし、保護者と機構が直接やり取りすべきとの意見も多かった。
- ・ 平成31年1月25日には中央教育審議会からの答申では、学校の業務を「1 基本的には学校以外が担うべき業務」、「2 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」及び「3 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに分け、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立ち、教育委員会が検討を行うこととされている。
- ・ 機構の奨学金事務負担の軽減は、教員の働き方改革の観点からも必要である。

◆参考

○本県の日本学生支援機構への奨学金申込者数（令和元年度アンケート調査結果）

卒業生徒数※	申込人数			
	合計	第一種 (無利息)	第二種 (利息有)	給付型
36,225人	19,315人	7,011人	7,888人	4,416人

※卒業生徒数（県立高等学校通信制及び県立特別支援学校については含まない。）

■豊かな心と健やかな体の育成



【文部科学省】

県担当課：生徒指導課

1 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置



【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助事業については、配置日数や勤務時間を増やすなど、財政支援の拡充を図ること。
- (2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、補助事業の対象となる小学校や中学校だけでなく、高等学校や特別支援学校にも全校配置ができるよう、地方交付税による必要な措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ いじめ防止対策推進法、教育機会確保法の施行により、国及び地方公共団体は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保が求められている。
- ・ 本県の公立小、中、高、特別支援学校における令和元年度のいじめの認知件数は22,901件(18,259件)、不登校児童生徒については、小学校2,121人(1,906人)、中学校6,154人(5,678人)、高等学校2,179人(2,594人)で増加傾向にある(カッコ内は平成30年度の数)。
- ・ こうした状況に対応するため、児童生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる適切な支援が行われる必要がある。
- ・ しかしながら、国によるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助事業では、重点配置により勤務時間が加算されるところであるが、学校で必要とされる配置日数や勤務時間に比して不足しており、十分な配置が困難である。
- ・ また、国による補助事業の対象は小学校及び中学校に配置する者が中心となっており、高等学校や特別支援学校に対して配置する者に対する地方交付税が措置されていない。
- ・ そのため、高等学校や特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。

■質の高い学校教育の推進



【財務省、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課、教育局総務課、教育局財務課、
高校教育指導課、教職員採用課

1 奨学のための給付金制度の改善



【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 高等学校等就学支援金と同様の制度設計とし、国がその全額について財政措置を講じること。
- (2) 第1子、第2子以降の区別なく同額の給付額にするとともに、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費相当額が対象となるよう財政措置を図ること。
- (3) 支給区分の設定など制度が煩雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続の簡素化を図ること。また、申請者が理解しやすいよう、就学支援金と申請先を合わせることや、支給区分を分かりやすくするなど工夫すること。
- (4) 県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるような必要な措置を講じること。また、県外から通う生徒については、「学校が所在する都道府県が就学支援金の課税情報などを活用し学校を通じて申請を促す仕組み」などを国において制度設計すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成26年度から実施されている。
- ・ この制度は第1子と第2子以降の支給額に差があり、また、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費用相当額が対象となっていない。
- ・ 国庫負担3分の1の国庫補助事業として予算の範囲内で補助金を交付するとしている。
- ・ 補助対象の世帯や支給額の区分の設定が複雑なため、その確認に必要な証明書類が多岐にわたり、事務が煩雑である。
- ・ 制度実施のための人件費、事務費等が発生している。
- ・ 「県外の高等学校に在籍する対象生徒」を「給付を行う県」だけで正確に把握することは困難であるため、県外の生徒について申請漏れを防ぐための抜本的な制度設計が必要である。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒に対し、県の制度を周知することが困難である。
- ・ 就学支援金と申請先の都道府県区分が異なる上、支給区分の設定が複雑であり、申請者から多くの問い合わせを受けている。

2 高等教育の修学支援新制度の拡充【新規】



【文部科学省】

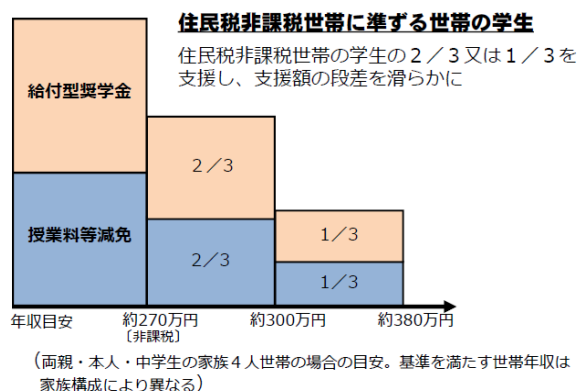
◆提案・要望

- (1) 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の所得基準を引き上げること。
- (2) 高等教育の修学支援新制度のうち、給付型奨学金の給付額を引き上げること。
- (3) 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の周知を、引き続き国が実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 大学等への進学・入学をしなかった生徒の保護者のうち、年収487万円以上650万円未満の世帯の35.2%が「給付型奨学金があれば進学してほしかった」と回答しており、年収287万円以下の世帯に次いで給付型奨学金のニーズが高い。（平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」より）
- ・ 本県においても、令和2年3月の県内高等学校卒業生のうち、大学等に進学・入学しなかった者の割合は18.7%であり、経済的な困窮を理由に大学等への進学・入学を断念する生徒が一定数いると考えられる。
- ・ また、日本政策金融公庫が実施した「教育費負担の実態調査」（令和2年度）によると、年収が200万円以上400万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は31.7%となっており、年収の約1/3を占めている。
- ・ 一方、令和2年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）」において、住民税非課税世帯（年収目安約270万円未満）の場合は、授業料の実質的な無償化が実現しているが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は給付額が減額され、年収目安で約380万円以上の場合は当該制度の対象外となっている。
- ・ 教育基本法において、全国的な教育の機会均等の実現は国の役割であることが規定されており、全国的に及ぶ大学等の奨学に関する施策は、大学等への進学・入学予定者への周知を含め、国の責務において実施されるべきである。

◆参考



「高等教育の修学支援新制度について（令和元年5月24日：文部科学省）」より抜粋

3 学校における障害者雇用の推進



【財務省、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- (2) 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。
- (3) 障害を有する者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか実態を把握すること。
- (4) 障害を有する者が学びやすい環境を整備するよう、教員養成課程を有する大学等に対し、働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- (5) 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県教育委員会の令和2年6月1日現在の障害者雇用率は、教育職員以外の職員が13.36%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員では1.09%と低い状況にあり、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。
- ・ 障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。

人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、障害により教科指導をする際に支障がある教員とペアを組んで指導する教員の配置、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。

また、身障者用トイレやエレベーターなどのバリアフリー化に係る施設改修、ICT機器や点字プリンタ等の機器整備が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。
- ・ また、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているかの実態把握や、障害のある者が学びやすい環境を整備するよう教員養成課程を有する大学等に対し働き掛けを行うなど、国としての取組が必要である。
- ・ 障害のある教員の育成は、中長期的に取り組むこととなるが、障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に鑑みた制度の在り方を検討することが必要である。

◆参考

○本県の職種・学校種別障害者雇用率等一覧（令和2年6月1日現在）

職種	学校種別	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率
教育職員	小学校	12,130.0	53.0	0.44
	中学校	6,966.0	51.5	0.74
	高等学校	5,799.0	74.5	1.28
	特別支援学校	2,998.0	125.0	4.17
	小計	27,884.0	304.0	1.09
その他の職員	教育局	587.5	106.0	18.04
	小学校	635.0	64.0	10.08
	中学校	331.5	30.5	9.20
	高等学校	812.5	110.0	13.54
	特別支援学校	222.5	35.0	15.73
	小計	2,587.0	345.5	13.36
合計		30,471.0	649.5	2.13

注) ①の校種ごとの値と合計欄の値は、端数処理の都合上一致しない。

○本県における人的支援等事例

- ・小学校（精神障害）…チームティーチング実施。少人数学級を担当するなど、業務量に配慮。
- ・中学校（視覚障害）…チームティーチング実施。生徒の答案や作文は他の教員が添削を補助。
- ・高等学校（肢体不自由）…1階に専用の部屋を用意。階段の昇降の際は、他の教員が付添。印刷、コピー、提出物の点検等は、他の教員が補助。

○本県の市町村及び県立学校のバリアフリー整備状況

	公立小・中学校		県立特別支援学校		県立高等学校		
	校舎	屋内運動場	校舎	屋内運動場			
学校数	1,222	1,221	38	38	学校数	139	
車いすトイレ	818	365	38	18	車いすトイレ	130	
スロープ	門から建物の前まで	992	1,014	38	38	スロープ	138
	昇降口・玄関等から教室等まで	666	649	37	36		
エレベーター	312	576	37	26	エレベーター	37	

※公立小・中学校及び県立特別支援学校は文部科学省による学校施設におけるバリアフリー化の状況調査結果（令和2年5月1日現在）

※県立高等学校は県実施による調査結果（令和2年12月1日現在）

○大学等新規卒業生免許取得状況

- 平成28年度卒業 107,692人（うち、障害者の数 161人（0.15%））
- 平成29年度卒業 104,768人（うち、障害者の数 168人（0.16%））
- 平成30年度卒業 100,144人（うち、障害者の数 179人（0.18%））

4 わいせつ行為を行った教員への対応の厳格化【新規】



【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) わいせつ行為により懲戒免職処分を受けた教員を二度と教壇に立たせないための方策として、教育職員免許法の改正を行うこと。
- (2) 学校において子供に対するわいせつ行為が行われないう、教員の採用に当たって性犯罪歴がないことの証明書を求めることを検討するなど、関係省庁と連携した取組を推進し、必要な環境整備を図ること。
- (3) 過去の免許状失効者を検索できる「官報情報検索ツール」の利便性を向上させるとともに、利用の範囲を現職の教員まで拡大すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和2年12月に文部科学省が公表した調査では、令和元年度にわいせつ行為等により懲戒処分を受けた教員は273人と平成30年度に次いで過去2番目の多さであり、このうち勤務校の児童生徒をはじめ18歳未満に対する行為での処分者は170人と6割を超えているなど、極めて深刻な状況となっている。
- ・ 埼玉県においても、不祥事防止に関する様々な取組を進めているが、令和元年度には17人の教員がわいせつ行為等により懲戒免職となった。
- ・ 現行の教育職員免許法では、わいせつ行為等で懲戒免職処分を受けた教員は、免許が失効となるものの、3年を経過すれば再び取得できることとなっている。
- ・ 文部科学省では、懲戒免職等により免許が失効した者の欠格期間を実質的に無期限に延長するための法改正について検討されたようだが、法制上乗り越えられない課題があるとして、法案の提出には至っていない。
- ・ 一方で、こうした教員には「二度と教壇に立ってほしくない」という県民や保護者の声も強まっている。
- ・ また、令和3年2月に、過去40年の免許失効者が検索できる「官報情報検索ツール」が文部科学省から配布され、教員採用の際に、採用予定者が過去に懲戒免職処分を受け免許が失効した者かどうかを確認することが可能となった。
- ・ しかし、この「官報情報検索ツール」は、氏名（姓名）の漢字が完全一致した場合のみ検索される仕組みとなっている。
- ・ 姓名のいずれか、失効日、失効時の免許管理者（都道府県教育委員会）などの情報を任意に組み合わせ検索することができず、また、失効者全員を一覧で閲覧することができず、利便性が非常に悪いものとなっている。
- ・ 加えて、わいせつ行為を行った教員への厳正な対応を進める上では、現職の教員についても「官報情報検索ツール」を活用することは有用と考えられるが、利用の範囲が採用時の活用に限定されている。

■私学教育の振興



【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：学事課

1 私学振興の推進【一部新規】



【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 私立学校の教育条件の維持や向上、経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。
- (2) 県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。
- (3) 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助・教育改革推進特別経費）及び私立幼稚園等特別支援教育費補助の国庫補助については、圧縮がかかることのないよう必要な財源を確保すること。
- (4) 幼児教育の無償化については、財源負担や事務負担など地方との協議を継続し、地方の意見を十分取り入れながら進めること。
- (5) 令和3年度から創設された「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」については、在住市町村により給付の有無が生じる可能性があることから、その解消について検討すること。
- (6) 幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善が私立幼稚園に与える影響を把握するとともに、県運営費補助金の交付を受ける私立幼稚園に対しても有効な処遇改善策を講ずること。
- (7) 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。
- (8) 教員の負担軽減や部活動の活性化に向け、私立学校における「ICT支援専門員」及び「部活動指導員」について、国において配置人数や活動時間などの全国的な調査を実施すること。
その上で、配置人数に応じて補助金を交付するなど、配置に係る私立学校の財政的負担を考慮した補助制度を国において構築し、私立学校における積極的な部活動指導員の配置促進を図ること。
- (9) 広域通信制高校の展開するサテライト施設に関する全国調査については、調査内容を充実させた上で、国が引き続き実施すること。
また、調査結果については各都道府県に対して詳細に提供し、あわせて、これらの施設の実態を継続的に把握できるような仕組みを国において構築すること。

◆本県の現状・課題等

<私立高等学校等経常費助成費補助金について>

- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15%と低水準で推移している。また、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）について、平成22年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていなかった。
- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助についても同様に、平成21年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていなかった。
- ・ 平成22年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。

<幼児教育の無償化について>

- ・ 本県の3歳以上の未就学児の約47%、幼稚園児の約97%が通う私立幼稚園の園児納付金も、全国第12位（令和2年度）の水準となっており、全ての子どもに幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減が必要である。
- ・ 幼児教育の無償化については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省並びに地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場や、市町村実務検討チームによる打ち合わせが開催されているところであるが、令和元年10月からの実施により事務量の増加が発生しており、事務量軽減の検討が必要である。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動への支援として、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」が令和3年度から創設されたが、現行制度では、対象施設等の基準について、国で一定の基準を設けるものの最終的には市町村の裁量で決定することになるため、同じ施設等に通いながら、在住市町村により給付金の支給の有無が生じてしまう可能性がある。その解消のための対応について、検討する必要がある。
- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、平成29年度から技能・経験等に応じた保育士等への新たな処遇改善が開始されたが、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の教員に対しては同様の処遇改善の仕組みがない。

<専修学校への国庫補助について>

- ・ 専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。

<ICT支援専門員及び部活動指導員について>

- ・ 平成30年3月にスポーツ庁、平成30年12月に文化庁からそれぞれ示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」によると、部活動を将来においても持続可能なものとするため、その在り方に関し、速やかに改革に取り組む必要があるとしている。その中で「指導・運営に係る体制の構築」として、学校の設置者は学校の実態等を踏まえて、部活動指導員を積極的に任用するよう求められている。
- ・ 私立学校については、部活動指導員の配置など、教員の負担軽減を図るための多様な外部人材活用等の推進に対して、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）による措置がなされている。当該補助は令和3年度のメニューにおいては配置人数や活動時間等は考慮されていないため、配置に係る私立学校の財政的負担を踏まえた十分な措置が国によりなされているとは言えない。

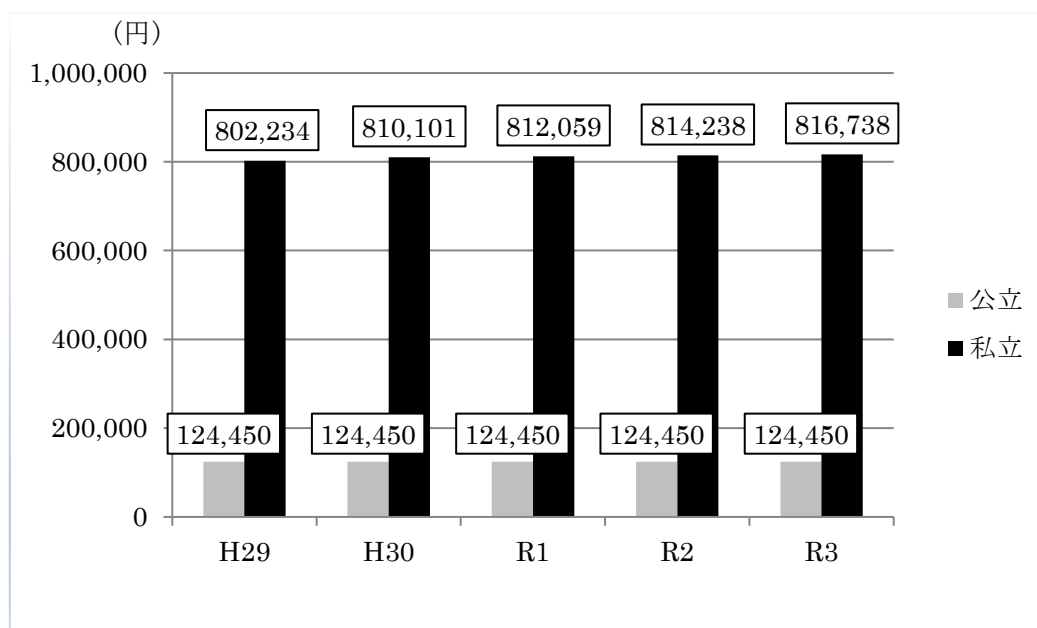
<広域通信制高校のサテライト施設について>

- 通信制高校のサテライト施設については、平成29年度及び令和元年度に文部科学省が「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する全国調査」を実施したが、調査内容は施設の分類等最低限のものにとどまっている。通信制高校についてはガイドラインが改訂され、教育の質の確保や向上が求められている背景もあり、国による継続調査が必要である。また、調査結果については、所轄庁だけでなくサテライト施設の所在都道府県でも実態把握ができるよう、国は各都道府県に対してより詳細な情報を提供する必要がある。

また、サテライト施設を継続的に実態把握するための制度構築が必要である。

◆参考

○初年度納付金・公私比較



■様々な課題を抱える子供たちへの支援



【文部科学省】

県担当課：県立学校人事課、義務教育指導課

1 通級指導教室等の充実



【文部科学省】

◆提案・要望

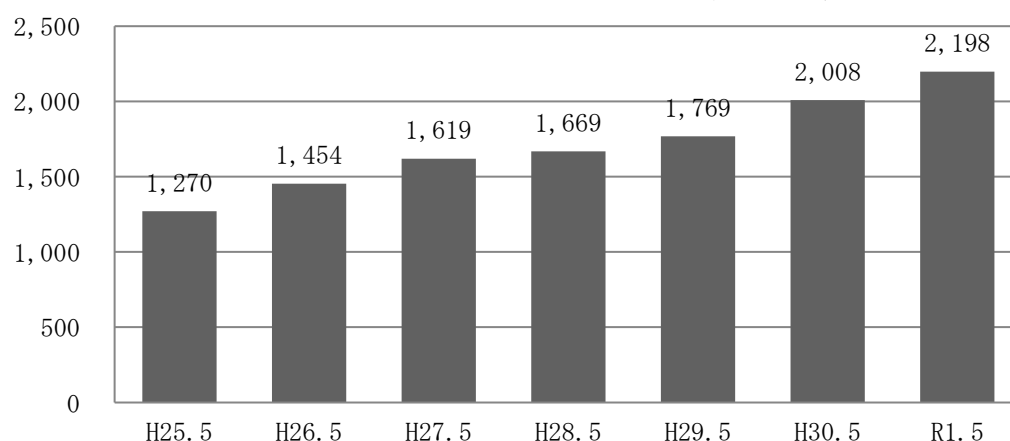
発達障害等の通級指導担当教員の基礎定数化を着実に進め、基礎定数分以外の加配定数分の必要数を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 平成24年文部科学省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によれば、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、6.5%存在することとされており、発達障害を含む障害のある児童生徒の指導の充実を図り、小・中学校の通常の学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を行う通級指導教室や特別支援学校のセンター的機能の一層の整備が必要である。
- 令和元年文部科学省調査「令和元年度通級による指導実施状況調査（令和元年5月1日現在）」によれば、埼玉県では県内全児童生徒数の約0.4%に当たる2,198人が発達障害・情緒障害通級指導教室に通級しており、令和元年度は251人の教員を配置している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため調査を実施していないが、270人の教員を配置している。今後も通級による指導が必要な児童生徒の増大が見込まれる。

◆参考

発達障害・情緒障害通級指導教室に通う児童生徒数（単位：人）



2 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備



【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、義務教育及びその後の教育の基礎を培うための幼稚部並びに高等部卒業生だけでなく中途障害者の職業的な自立を目指すための高等部専攻科を視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校に設置している。
- ・ 特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、高等部の教職員定数については公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において規定されている。
- ・ しかし、特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がないため、給与費に係る県の負担部分が大きい。財政状況によっては、必要な教職員数が措置できないことも想定され、きめ細かな指導を実施する上で障害となっている。

◆参考

幼稚部設置校：視覚障害特別支援学校 1 校、聴覚障害特別支援学校 2 校

専攻科設置校：視覚障害特別支援学校 1 校、聴覚障害特別支援学校 1 校

3 特別支援学校の看護教諭の教職員定数に係る法制度の整備



【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校において、児童生徒に医療的ケアを実施する看護師資格を有する教諭について、定数措置ができるよう法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、医療的ケアも自立活動の一環として位置付けており、看護師資格を有する教諭が看護教諭として医療的ケアの実施にあっている。
- ・ しかし、法制度上看護教諭の定数措置はなく、教諭の定数を看護教諭に充てている。そのため、医療的ケア対象児童生徒の増加とともに、看護教諭を十分に配当できないといった弊害や、看護教諭の配当のために教諭の配当が少なくなるといった弊害が生じている。

◆参考

○医療的ケア対象幼児児童生徒数

(人)

	H28	H29	H30	R1	R2
対象幼児児童生徒数	173	184	201	208	196

■障害者の自立・生活支援



【内閣府、厚生労働省】

県担当課：障害者福祉推進課、障害者支援課、国保医療課

1 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については減額措置が継続されている。

◆参考

○埼玉県重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身障手帳：1～3級 療育手帳：マルA、A、B 精神手帳：1級（精神病床への入院費用は助成しない） 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※ 平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。 ※ 平成31年1月からの新規申請者を対象に所得制限あり。令和4年10月から全受給者に対して所得制限を導入。	
医療費支給方法	償還払い	
令和3年度予算	5,734,778千円	
令和2年度実績	対象者：129,007人 市町村支給額：12,455,806千円	支給件数：3,148,284件 県補助額：5,465,844千円

○制度の不均衡の例（平成31年4月1日現在）

項目	状況（都道府県数）
精神障害者	1級のみ対象：20、1～2級：5 その他(別制度等)：5、対象外：14
所得制限	あり：42、なし：5
自己負担金	あり：28、なし：19

2 障害者支援制度の見直し



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 障害福祉サービスの報酬については、令和3年度報酬改定において、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援を充実するため見直しが行われたが、障害者が安心して暮らしていくために必要なサービスが適切に提供されるよう、報酬改定の効果を検証し、更に必要な見直しを行うこと。
- (2) 県及び市町村が実施する地域生活支援事業について、定められた補助率を守ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害福祉サービスの利用者が高齢化・重度化し、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ 令和3年度報酬改定の効果を検証し、報酬の見直しを行う必要がある。
- ・ 地域生活支援事業については、平成30年度の国の補助金の充当率が県35%、市町村32%と本来の補助率50%を大きく下回っており、県と市町村の超過負担が生じている。

◆参考

○本県における医療的ケア児数（市町村調べ）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児(人)	350	374	446	490	523

※各年度4月1日時点。

○各事業所・施設の推移

(各年度1月31日現在)

種別		令和元年度	令和2年度	増減数
生活介護	か所数	408	460	52
	定員数	13,182	14,216	1,034
グループホーム等	か所数	938	1,133	195
	定員数	5,569	6,702	1,133
施設入所支援	か所数	103	102	-1
	定員数	6,291	6,277	-14
計	か所数	1,449	1,695	246
	定員数	25,042	27,195	2,153

○地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	本来の補助率
県	20%	25%	32%	35%	30%	50%
市町村	31%	33%	33%	32%	31%	50%

3 重度障害者の住まいの場の整備【一部新規】



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 現在、約1,600人の方々が障害者支援施設への入所待ちをしており、依然として施設が不足しているため、強度行動障害など真に必要な障害者のための入所施設の整備に対しては、国庫補助金を採択すること。
- (2) 入所施設から地域生活への移行を促進するため、重度障害者を受け入れるグループホームの整備に必要な国庫補助金の補助基準額の引き上げを図るとともに職員配置基準の見直しや、加算の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国では、入所施設の利用者について地域生活への移行を促進しているが、その一方で、県では強度行動障害や重複障害などにより地域生活が困難な方々が多数入所待ちをしている。本県では、国庫補助金を活用し、平成31年4月に3箇所開所し、令和3年4月にさらに1箇所開所したが、親の高齢化などにより家庭生活での支援が困難になる中、引き続き、入所施設の整備が必要である。
- ・ 重度障害者に対応したグループホームを整備するためには、重度の障害者に対応するために設置する設備等（車いす対応のためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽、自家発電設備の設置等）が必要である。また、利用者の支援に必要なスキルを持った職員を適切に配置する必要がある。

◆参考

○入所希望者数の推移

(各年度末現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障害者	1,109人	1,206人	1,287人	1,269人	1,270人
身体障害者	370人	350人	359人	345人	314人
計	1,479人	1,556人	1,646人	1,614人	1,584人

○障害者支援施設数・定員（令和2年度末現在）

施設種別	施設数	定員
主に知的障害者の障害者支援施設	70	4,347人
主に身体障害者の障害者支援施設	32	1,930人
計	102	6,277人

○第6期埼玉県障害者支援計画の数値目標（計画期間 令和3年度～令和5年度）

- ・障害者支援施設の令和元年度末の利用者の7.5%を地域生活へ移行

令和元年度利用者数 5,281人

地域移行 7.5%（令和5年度末目標） 399人

- ・障害者支援施設は必要数を整備

○国は、地域生活への移行を推進する観点から、第6期障害福祉計画に係る基本方針において、「令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減すること」としている。また、定員増を伴う障害者支援施設の整備に対する国庫補助を原則認めていない。

4 障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化



【厚生労働省】

◆提案・要望

障害者の増加に伴い障害福祉サービスを提供する施設・事業所は増加しているが、一方で有効求人倍率は上昇傾向であり、障害福祉分野の職員確保は依然として困難である。

また、コロナ禍においても支援を必要とする障害者へのサービス継続が求められているが、担い手不足が続いており、職員には過大な負担となっている。

このため、障害福祉人材の確保・定着について具体的な対策を講じ、併せて必要な財政措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害福祉サービスの利用者は高齢化・重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ しかし、生活介護など各事業所・施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した身体介護や見守り等ができる職員や強度行動障害に対する専門知識を有する職員が十分配置されているとは言えず、医療的ケアを行う看護師の配置も進んでいない。
- ・ コロナ禍においては、感染対策を徹底した上で支援の必要な障害者へのサービスを継続する必要があり、障害でマスクや手洗いなどができない方への支援もあり、職員に過大な負担がかかっている。
- ・ このような状況の中、働き方改革を進め、高齢者の介護や子供の保育に携わる職員と同様な処遇改善・人材確保を図る必要がある。また介護や看護などの専門的なスキルを持った職員を配置することが可能となる報酬単価を設定する必要がある。

◆参考

○各事業所・施設の推移 (各年度1月31日現在)

種別		令和元年度	令和2年度	増減数
生活介護	箇所数	408	460	52
	定員数	13,182	14,216	1,034
グループホーム等	箇所数	938	1,133	195
	定員数	5,569	6,702	1,133
施設入所支援	箇所数	103	102	-1
	定員数	6,291	6,277	-14
計	箇所数	1,449	1,695	246
	定員数	25,042	27,195	2,153

○介護職員の有効求人倍率 (令和2年1月)

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
3.99	4.37	1.06	0.97

(厚生労働省「職業安定業務統計」)

○給与額等比較表（厚生労働省 令和元年賃金構造基本統計調査）

区 分		年齢	勤続年数	給与額 ※
一 般 労 働 者	男	43.1歳	12.4年	338.0千円
	女	41.8歳	9.8年	251.0千円
福祉施設介護員	男	39.5歳	6.8年	260.6千円
	女	44.4歳	7.3年	235.1千円

※ 「きまって支給する現金給与額」

5 発達障害児への支援【一部新規】



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 「障害児通所支援」という言葉に抵抗感を持ち、発達に特性がある子供に障害児通所支援のサービスを受けさせることを躊躇する保護者もいることから、その子どもが取り残されることなく必要な支援が受けられるよう、児童福祉法等を改正し、「児童発達通所支援」等の別の言葉に改めること。
- (2) 発達障害を理解し適切に支援できる専門職等を育成するため、財政措置を充実させること。
- (3) 地域生活支援事業に基づき市町村が行う「巡回支援専門員整備事業」を必須事業とし、適切な財政措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 文部科学省の調査結果(※)によると、学習面や行動面で著しい困難のある子供の割合は6.5%とされ、本県の15歳未満人口に当てはめると、特性に応じた一定の支援が必要な子供は約60,000人となる。

<児童福祉法等の改正>

- ・ 発達に特性がある子供には、なるべく早く専門的な支援を行うことが重要である。
- ・ 県では、発達に特性がある子どもに作業療法士等の専門職が支援を行う「地域療育センター」を、社会福祉法人等に委託し、県内9か所に設置している。
- ・ 地域療育センターでは、障害児通所支援の支給決定を経る必要がないため、保護者が子供の障害を受容できなかったとしても、必要な支援を受けることができる。実際に、年間約1万人の利用者のうち、約8割は支給決定を受けていない利用者である。
- ・ 一方で、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」のサービスを受けるためには、「障害児支援利用計画」を策定し、「障害児通所給付費」の支給決定を受けなければならないが、「障害児」という言葉に抵抗感を持ち、子供の障害を受容することが困難な保護者が、サービスの利用を躊躇することも少なくない。
- ・ そうした保護者の子供であっても取り残されることなく、地域で必要な支援を受けられるようにするため、「障害児通所支援」を「児童発達通所支援」に改めるなど児童福祉法等の改正を求めるものである。

<専門職等の育成のための財政措置及び巡回支援専門員整備事業>

- ・ 県では、独自の制度として診療と療育を一貫して提供する中核発達支援センターを3か所、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを9か所設置し、発達障害児に専門的な支援を行っている。
- ・ しかし、県が設置するこれらの支援機関だけでは、支援が必要な全ての子供に対応することが困難であることから、公的給付の対象である障害福祉サービスを提供する障害者通所支援事業所

等において、発達障害の特性に応じた支援ができる体制づくり（人材育成）が急務である。

- そこで、本県では平成 29 年 1 月に開設した発達障害総合支援センターにおいて、市町村の保健師や障害児通所支援事業所等の職員を対象に実習形式の研修などの専門研修を通じた新たな人材育成を始めたが、今後このような取組を拡充させていく必要がある。
- なお、昨今のサービス等報酬改定により、作業療法士等の専門職を配置する事業所に報酬を加算する制度が創設・拡充されているが、このような制度だけでは発達障害の特性に応じた支援ができる専門職等の充足には至っていない。
- 本県では、発達障害に係る人材育成研修を受講した保育士等を現場で支援し、専門的な支援につなぐなどの取組を支援するため、平成 23 年度から県の単独事業として、作業療法士等の専門職による保育所・幼稚園等への巡回支援事業を実施してきた。
- 平成 25 年度から、保育所等への巡回支援事業は地域生活支援事業の「巡回支援専門員整備事業」として市町村が実施する事業に位置付けられたことから、本県ではそれまで実施していた県単独事業を平成 28 年度から市町村に移管した。
- しかし、「巡回支援専門員整備事業」は地域生活支援事業の任意事業とされており、国からの補助金も十分に配分されないことから、市町村からは必要な事業が実施できるよう制度の見直しを求める意見が出ている。

※ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（平成 24 年 12 月公表）中、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

6 軽度・中等度難聴児に対する補装具費（補聴器）の支給



【厚生労働省】

◆提案・要望

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても適切な支援が実施できるよう、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和元年6月に、厚生労働省と文部科学省が共同で取りまとめた、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」では、難聴児に対する早期支援の取組の促進が極めて重要としている。
- 聴覚に障害を有する児童は、言語・コミュニケーション能力などの発達や、教育の場における学習上の困難さを抱えているが、補聴器を早期に装着することでこうした困難さは大幅に軽減されると言われている。
- しかし、身体障害者手帳を交付できる認定基準に達していない軽度・中等度難聴児については、補聴器購入の費用に対する公費支援がなく、全額自己負担とされているため、こうした児童を養育している多くの若年層世帯にとっては、補聴器の購入が大きな経済負担となる。
- そこで、本県では、平成24年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助する制度を設けたところ、平成27年度には県内全ての市町村がこうした補助事業を実施するに至っている。
- このような補助事業は全国的に拡大しており、平成29年度には全ての都道府県で実施している状況にあることから、国が補装具費として全国統一の基準で助成をすべきである。

◆参考

○身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担

国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

○軽度・中等度難聴児に対する補助事業を実施する都道府県の推移

	23年度 以前	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 以降
補助実施 都道府県数	7	13	30	36	43	45	47

○補聴器購入費用例（両耳）

- ・軽度・中等度難聴用耳かけ型 112,148円
- ・FM型 396,228円

7 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援



【内閣府】

◆提案・要望

- (1) 障害者差別解消法の円滑な運用に支障がないよう必要な財源を確保すること。
- (2) 国として率先して法の普及啓発を進めるとともに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、障害者差別解消法では、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を、地方公共団体には義務付け、民間事業者には努力義務としており、地方公共団体では、啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の運営など財政負担が増大している。
- ・ 令和3年通常国会に改正障害者差別解消法案（民間事業者による合理的配慮の提供の義務化、相談体制の拡充、人材の育成・確保など）が提出されている。改正法案が可決された場合、民間事業者に対する普及啓発や、相談及び紛争防止等のための体制整備、人材育成及び確保などの対応のため、地方公共団体ではこれまで以上に財政負担が増大することが見込まれる。
については、地方公共団体が行う事業に対して、国での財源措置を講じる必要がある。
また、社会全体への法の浸透が不十分な状況であり、より一層の普及啓発を進めなければならないが、必要な啓発活動を行う義務は国及び地方公共団体に課せられており、国も地方公共団体任せではなく、率先して普及啓発を進める必要がある。
さらに、国が基本方針等において示している、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方だけでは、不当な差別的取扱いに該当する行為や、合理的配慮における過重な負担とはどの程度のものが認められるか、判断が難しい状況にあるため、国において具体的な判断基準を示す必要がある。

◆参考

○改正障害者差別解消法案の概要

- ・ 民間事業者による合理的配慮の義務化
- ・ 相談支援体制の拡充
- ・ 人材の養成及び確保
- ・ 地域における差別事例の収集、整理など

○改正障害者差別解消法案による合理的配慮の提供の扱い

	現行	改正後
地方公共団体	義務	義務
民間事業者	努力義務	義務

